

L.ガル著『アプス伝』における戦時下のアプス像

——諸アプス批判への反論の基本視点——（4）

山 口 博 教

L.ガル著『アプス伝』における戦時下のアプス像 ——諸アプス批判への反論の基本視点—— (4)

山口 博 教

Hironori YAMAGUCHI

目次

- I. はじめに
- II. 諸アプス批判に対するL.ガルの著作の展開
- III. L.ガル『アプス伝』における戦時下のアプスの活動
 5. 第3帝国下, ドイチェバンク取締役時代
(13) (以上, 前号)
(14) (以下, 本号)
 6. 1945年以降の無職・代表権無き助言者時代
- IV. 諸アプス批判への反論の基本視点について
 1. アプスの経歴と時代的連続性
 2. 戦時下のアプスの活動の総合的評価
- V. まとめ

[Abstract]

The Banker H.J.Aps in the Nazi Era: The Viewpoints of Lothar Gall and His Refutation of Aps' Critics in His Biography of Aps (Part 4)

The purpose of this paper is to introduce Gall's view points on the critics of Aps, especially the criticism of Harold James. Gall had described many reasonable refutations and James had corrected his assertion on the affair of the Bohemian Union Bank (UBB) in his book with the title "*The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank*" (2004). The Characteristics of Aps, "the man for all seasons" means his flexible correspondence to Nazi regime. He had promoted the international banking business during the World War II, including the transportation of "Melmer gold", but hadn't participated the war crime. In addition also did everything he could for Jewish Banker and indirect support for resistant movement against Hitler. Therefore Aps, director of the Deutsche bank, was not accused of war crimes in Nürnberg tribunal after the war. That was different from the case of Dresdner Bank.

III. L.ガル『アプス伝』における戦時下のアプスの活動

5. 第3帝国下, ドイチェバンク取締役時代 (14) 当局の相談相手, リスク軽減及び苦境に陥る大銀行

以下の叙述でガルは1942・43年の戦況が変化し敗戦に至るまでのドイツにおいて, 民間銀行とドイチェバンク及びアプスが果たす機能と役割について述べている。

「軍需工業融資の大部分が国家及び国有銀行により行われているため, 経済システムの中で民間銀行の重要性は失われた。(中略) ドイチェバンク外国部門の統括者という機能において, アプスは個人の資質にもとづき占領下のまたは同盟国での戦時経済にかかわるプロジェクトに関するライヒ当局の相談役を果たした。(中略) しかし民間の銀行は, ますます戦時経済化するプロ

キーワード: L.ガル『アプス伝』, 諸アプス批判論, L.ガルの反論の基本視点
Key words: Herman J. Aps, Biography by Lothar Gall, Critics to Aps and Refutations by L. Gall

ジェクトに対してはわずかの影響力を持つだけであった。」⁽¹²²⁾

そしてこの事例として、資源・鉱山関係の二つの会社を取り上げられている。その一例は1941年3月に創業されたルーマニアにおけるコンチネンタル石油株式会社であり、他の事例はユーゴスラビアの東南鉱山有限公司及びボル銅山・製錬株式会社 (Bor Kupferbergwerke und Hütten AG) である。ガルの叙述に沿って簡単に触れておきたい。

前者はライヒの会計でルーマニア石油会社の株が取得され、アプスが監査役メンバーとしてドイツの管理下における石油採掘に関わった。その際この企業に対する圧倒的影響を持つ国家持ち株会社ボルツシア (Borussia) の資本が、4カ年計画全権委任者の手元にあったことを認めたとえのことであった。

アプスは1941年2月に他の銀行と共に、4カ年計画事務所で、同社についての情報を聞かされた。スタンダード石油会社からハンガリーの採掘場を買い取るため、国家当局と石油会社が5千万RMを提供する一方で、7千万RMが銀行団に対して短期的補填として融資要請された。この会社の監査役会長にはゲーリングの指示でワルター・フンクが座っていた。これに対しアプスは銀行団が関わる条件として、民間ベース方式を採用することとドイチェバンクがコンゾルシウム幹事となることにこだわった。

そして最終的に1943年1月にコンゾルシアル信用が発足した。しかしドイツ軍のソビエトへ襲撃という事態の中で、アプスと他の銀行団との間で齟齬が生じ始めた。後者はこの信用とライヒによる買戻しについての保証をドイチェバンクに求めた。アプスは最初から銀行団が取れる裁量範囲は実際には狭く、コンチネンタル石油会社との契約が政治・軍事状況の思わしくはない展開に依存している

ことを承知していた。そして1941年時点ではこの推測が銀行団全体として十分ではなかったことを根拠に挙げて、信用保証をすることを拒否した。というのは会社が信用保証にたる確実な在庫を保持せず、またライヒへ保証を要請すべくもないと見ていたからであった。アプス自身、最初からこのプロジェクトの構成に関わることは避けていた。彼は業務上のリスクと自行に対する評判を落とすことを、極力避けたかった、とガルは指摘している⁽¹²³⁾。

もう一つのケースがユーゴスラビアに採掘場があるボル銅山・精錬株式会社であり、この会社もルーマニアの石油鉱区同様、ドイツ戦時経済へ組み込まれていった。アプスはこちらでも銀行が関わることについては、個人的にもできるだけ制限しようと努力した。この会社と東南鉱山有限公司では4カ年計画当局は、ベオグラード総領事を務めていたナチス空軍の大將 (Obergruppenführer) フランツ・ノイハウゼン (Franz Neuhausen) にその管理を任せていた。ここでアプスは国際的な信用・金融経済への復帰の立場を確固として表明した。

最終的に両社においてアプスは監査役員へ選出された。しかし監査役会では彼を「スパイ」呼ばわりするものもあったという。というのは、1944年末にボル社はシュトラスブルグで会議を開き、将来民間資本によって計画経済の最高数を制限することを中止させようとした。この時、アプスは強固な留保を示した。この動きは、ナチス経済体制内で民間銀行の重要性が失われることを反映するものであり、ガルはこの事態について以下のような結論を与えている。

「対立を避けるために、アプスは該当するプロジェクトに対しては、自行の負担を最初からできるだけ最小限に留め、自らの関与を極力制限しようとした。」⁽¹²⁴⁾

ただし第二次世界大戦勃発以降、大銀行は政治的にますます困難な状況下に追い込まれていった。しかもこの苦境は「ナチス支配機構内の利害対立」⁽¹²⁵⁾によって、より先鋭化されたとガルは分析している。それによると、党官房長官で「総統の秘書」と呼ばれたマルティン・ボルマン (Martin bormann) と管区指導者 (Gauleiter) との間で大銀行に対する政策上の相違があった。しかもこれを利用したライヒ経済省の画策が行われた。

そもそもライヒ経済省は銀行危機以来ドイツ信用制度の構造に介入する強権を持ち、1942年に銀行支店を1/3にまで閉鎖することを要求していた。合理化により「経済支配力 (wirtschaftliche Macht der Grossbanken)」を持つ大銀行の弱体化を狙う意図が込められていた。

ボルマンも基本的にはこの要求に賛成していた。しかし自らの立場から、公法上の信用機関のポストを維持し、大銀行の「管区銀行」への再編を狙う管区経済顧問の衝動に対しては独自の対応を行った。彼は管区経済顧問の銀行委員会を後援したが、それは総統に密着する管区指導者 (der führerunmittelbaren Gauleiter) の経済的野望を規制する思惑からでたものであったという。急激な地域銀行化を拒否するとともに、特に党組織の物質的腐敗を恐れたためでもあった。ヒトラー自身が、党機構の主要役職者が監査役と取締役の引き受けを禁ずる発言をしていたため、ボルマンは1942年8月20日に全ナチ党要職者の経済役員を引き受けを禁止した。

政治的には弱い立場にあったライヒ経済省が以上述べたような利害対立を、うまく利用したのであった。こうして信用制度への介入を人事のレベルまで広げ、さらに先鋭化させようとした。実際にこの政策は、同省銀行委員で銀行システム責任者であった上級行政官ヨアヒム・リーレ (Joachim Riehle) が中心となり、1942年9月から進められた。こ

の結果銀行はナチス国家内の秩序体系へより密接に取り込まれることになった。また「銀行合理化」をめぐる争いは、解決策を見出せない政治的葛藤の対象とされる結果に及んでいった⁽¹²⁵⁾。

最終的にこの管区指導者及びライヒ経済省銀行委員会多数派の介入は成功しなかった。なおガルによると、戦後になってアメリカ占領軍管理委員会 (OMGUS) の研究者が大銀行とナチス体制との利害一致の限界を証明した。これについては本稿では省略する。

(15) 「カトリック銀行」

以下では、ドイチェバンクの人事に関するナチス政権の内部対立に焦点を当てたガルの記述をみていく。

1942年1月17日にそれまでただ一人のナチ党員であったカール・リッター・フォン・ハルト (Karl Ritter von Halt) がベルリンにあるポツダム・プラッツホテルに招かれた。ドイチェバンク役員問題について党員関係者で話し合うためであった。参加者はハルト同様に「ヒムラー友好サークル」所属者のドレスナーバンク取締役員のカール・ラッシュェ (Karl Rsche), ベルリン管区経済顧問のカール・ハインリッヒ・ホイザー (Karl Heinrich Heuser), ライヒスバンク副総裁クルト・ランゲ (Kurt Lange), そしてドイツ労働戦線の銀行・保険局長ルドルフ・レンサー (Rudolf Lencer) の5人であった。このうちのハルトとホイザーの会話からドイチェバンクは、アプスとプラスマンの経営方針を根拠として、「カトリック銀行」とみなされていたことをガルは資料から読み取っている⁽¹²⁶⁾。ちなみに同行取締役9名中4人がカトリック教徒であった。ホイザーはアプスとプラスマンの役員会からの排除を狙っていた。

政権にとって望ましからぬ役員排除は緊急な要請だったが、24日と26日の話し合いで

は、両者の残留が認められた。これは経済大臣フンクが介入したためだった。ホイザーはこの代わりに、ブランデンブルク管区経済顧問で同地域銀行・振替中央銀行頭取のヘルムト・ベルニケ (Hellmut Börnicke) の役員入り、同時に監査役会議長を要求した。

しかし銀行代表者たちがこれを拒否したことで、成功しなかった。財務省の局長クルト・ランゲ (Kurt Lange) は人事を銀行の自主性に任せたが方向性を打ち出すまでにはいたらなかった。ベルニケと衝突し支持も得られず、ただボルマンの指示に従うのみであった。アプスとレースラーの残留を試みたフンクも党機関へ干渉することは避けていた。この結果、党と国家・管理当局との間における構造的な拮抗関係があり、ドイチェバンクにとっては裁量の余地が残されていた、とガルはエルンスト・フレンケル (Ernst Fraenkel) の「二重国家」を援用し分析している。ドイチェバンクの取締役会内では、銀行委員会のやり方は党指導部の意志と一致していないのではないか、という空気が濃厚となった⁽¹²⁷⁾。

実際にも党官房官は管区顧問による銀行委員会を通じた銀行攻撃の背後で、銀行人事への直接介入を拒否した。これはすでにみたように、銀行制度に対する直接的責任を引き受けることを恐れた結果であった。フンクもそれには従ってはいたが、同時に両者とも党幹部が取締役会入りできるように銀行自らが組織替えることの必要性を考えていた。

この葛藤は長引き、党員を取締役に送り込むという策動は発動されなかった。ベルリン管区顧問でかつライヒ宣伝省秘書官であったハインリヒ・フンケ (Heinrich Hunke) の方でも、また経済省局長グスタフ・シュロットラー (Gusutav Schlotterer) の方でも、それぞれの職務を果たすことができなかったからであった。

ハルトとボルマンとの直接交渉が実現されず、またベルニケの攪乱工作があったが、ラ

ンゲは取締役会及び監査役会の作業委員会に各 2 名ずつの党員を選出する「総合計画」を承認した。この結果 1943 年春の段階で中部シュレーゲン管区経済顧問のオットー・フィッツナー (Otto Fitzner) が監査役会とその作業委員会に入った。またライヒ經濟部 (Reichswirtschaftskammer) の部長アルベルト・ピースチュ (Albert Piezsch) が監査役会副会長となった。またフランクフルト支店長ロベルト・フロヴァイン (Robert Frofwein) が党員資格を取る中で取締役会に昇格した。最後にフンクが取締役会に入ったが、彼は 1944 年にライヒ宣伝省の役を解任された。

(16) 合議制原理か指導者原理か (Kollegialoder Führerprinzip), 戦後の計画

以上みてきたような複雑な支配関係の中でドイチェバンクがどのような対応を迫られたか、以下でガルは分析している。その際ガルは、アプスが慎重に保管していたレーズラーの詳細なメモと監査役会議長を長年に渡って勤めてきたフランツ・ウルビヒ (Franz Urbig) のメモを参照している。ここではガルが引用した後者を以下に挙げておきたい。このメモからはドイチェバンクが危機の中で取らざるを得なかった、ナチス政権への対応について書かれている。

「(このメモからは) 政治的展開に適応するために、まったく異なる状況下で選ばれた銀行役員は自らの対応を抵抗ではなく、少なくとも最後まで耐え抜き通すことが肝要と感じていた。無理強いされた人事異動に関しては、間接的な政治勢力から決定権を持つ銀行中枢部を防衛するよう努めている。『とりわけ取締役は、正当性を持って、また経験上個人銀行という我々の銀行に対して、唯一貫徹すべき合議制原理を指導者原理に対抗し形を変えずに維持していく。』

また、『役員を選出する自由を保持している限り、役員は作為的に構成された組織を憎む構成員、主人公であり続ける』とウルビヒは1944年1月にアプス宛てに書いている。また次のように続けている。『他の場合であれば、ドイチェバンクの将来性が問題となり、その地位は何年か後に自ら望まない孤島のような存在になろう。なぜならこの銀行の地位（職務）は自らに備わっている合議制が強力であればあるほど、より有効性を発揮するからである。—すべてのことは以下の大問題に係わる。戦争がどのような形で終結するか、という点に。』⁽¹²⁸⁾

ここで述べられている合議制原理はドイチェバンクが創業以来持続している特有の組織原則である。この点についてはハンス・オットー・エグラウ（Hans Otto Eglau）が1989年に刊行した次の書籍で詳細に紹介されている。“Wie Gott in Frankfurt—Die Deutsche Bank und die deutsche Indusutie”。直訳すると『フランクフルトの神—ドイチェバンクとドイツの産業企業』となるが、日本では『ドイツ銀行の素顔』という表題で1990年に出版された。著者はデュッセルドルフを拠点に活躍した経済ジャーナリストである。同行の合議制については第5章「ヘルハウゼン内閣」で以下のように叙述されている⁽¹²⁹⁾。

「全ての決定には取締役全員の合意が必要となっており、それをドイツ銀行の取締役達はいいことだと考えている。（中略）全員一致の賛成をとらなければならないことは、苦労が多く、また面倒臭いことである。しかし、この努力のおかげで、取締役全員が、全ての決定に関与し、そして外に対してそれを同一のトーンで語るができるのである。何か誤りが起こった場合に、これのもつ意味がはっきりする。その場合には、自分はその決定を初めからおかしい

と考えていた、という言い訳は誰もできないのである。」

このように合議制原理はドイチェバンクでは創業以来、次に見るナチス政権末の困難な時期を除き、今日まで一貫して堅持された組織原理であったことが分かる。

さらにガルは政治的動機を持つ攻撃に対して銀行が抵抗する余地について以下のように述べている。それは銀行に利益を提供させるという、この体制の上位層が持つ政治的目的から生ずるものであった。またアプスのように国際的活動をする人物を攻撃することは不可能である、とナチ党員であったカール・リッター・フォン・ハルトの相談相手多数が書き表していることを紹介している。このためアプスに対する攻撃がどの程度差し迫ったものであったかについては、評価することが困難であるとガル述べている。

ただしこの体制下では、個人に対する攻撃と反体制派に対する調査が日常茶飯事であった。このことの例証として、個人銀行業界内で個人銀行グループ会長であった個人銀行家、党員のシュレーダー男爵（Baron von Schröder）に対する調査が挙げられている。彼はロータリークラブへの帰属ゆえに、フリーメーソン組織へも接近したことがその原因となった⁽¹³⁰⁾。

さてドイチェバンクはカール・リッター・フォン・ハルト以外にも4人の党員を行内へ受け入れていた。それと同時に1943年9月の段階で重要支店長として経営を委任された10人の役員を緊急時における銀行全権委任者とする処置をとった。すでに同年5月以降、主導的立場に立つドイツの銀行指導者たちは国際決済銀行（BIZ）の経済顧問であるパー・ヤコブソン（Per Jacobsson）とチューリッヒ及びベルリンにおいて、将来の戦後秩序と合わせてケインズとホワイ特が展開した通貨プランについて議論を始めていた。同じよう

にスウェーデンのライヒスバンクとアプス間での戦後通貨問題での書簡などにも連合国の勝利が暗黙の了解として記されていることをガルは紹介している。(詳細は省略)

多くの銀行支店が空爆で破壊され、アプスは家族とベルリンの家財をレマン湖そばのベントゲンホーフへ移転することを決めた。ただし彼の役職上の活動は継続され、活動エネルギー量と旅行回数は減ることはなかったという。何度もスウェーデンへ足を運び、スイスでの「支払猶予交渉」に出かけた。その際には詳細は不明ながら、アプスはライヒスバンクの委任を受けて取引に当たっていたのではないかとガルは推測している。交渉の多くは口頭でのみ行われた。ヤコブ・ワレンベルクを相手とした交渉や金とドイツ公債の交換に関するエンスキルダ・バンクとの交渉であった。ただし少し遅れて行われた実際の取引はアプスではなく、公的にはotto・ヴォルフ所有者のジエダーレーベン(Siederleben)によって遂行された。しかしアメリカの圧力でこれは失敗に帰すことになった。

終(敗)戦によりライヒの崩壊が陽の目を見ることになった。1945年5月にドイチェンバンク取締役は銀行指導部をベルリン以外の待避所へ移転することを決定した。レースラー等ベルリン残留を望む幹部もいたが、アプスは第二指導部に属し、ハンブルクを待避所とするため当局の許可を得た。

アプスは1945年4月14日の日曜日にベルリンからカールシュタットの貨物列車でハンブルクへ移動した。出発際にはスイスで行われる「支払猶予交渉」への招待状が届いていた。しかし南部ドイツへのアメリカ軍の進撃が迫る中、スイス行でどういう結果となるかが問題であった。アプス自身はドイツ残留が自分の意識的な決定であったことを後に明らかにした、とガルは付け加えている⁽¹³¹⁾。

6. 1945年以降の無職・代表権無き助言者時代

(1) 復興とアデナウアーとの邂逅

この章では敗戦後から経済復興が進み出す1950年代に至る間の期間のアプスの活動に焦点が当てられている。ただし活動といっても、占領軍支配下での戦時中の活動への評価が行われ、一時的に不遇の環境下にあったが、アプスにとっては東の間の休暇期間であったとみることもできよう。

時代は大きく変わったものの、アプス本人自身は何も変わっていないことを強調することで、ガルはこの章の記述を開始している。「彼が成功する方策はいつも同じである。それは、可能性に対する感覚、チャンスとリスクについての冷静な評価、個人的魅力に伴う対人関係の処理、自己貫徹力、言い換えると所与の条件下で臨機応変に適應する能力である」と。さらにこれを「人間は波に押し流されることはあっても、それに支配されることはない」という、ビスマルクの格言で裏付けている。もともとガルはアプスに関する最初の論文で「全天候型人材(A man for all seasons)」という定義を疑問符付で用いていた。ここでもそれを用いている。「ただし、悪魔に魂を売った人間ではなく、カミュの懐疑的な用語が当てはまる。『正当性を持つとは言えないが、限度をわきまえている』」と⁽¹³²⁾。

アプスが1945年4月半ばにハンブルクに移動した直後に、この都市はブリテンにより占領された。金融機関指令第3号と財務当局の発効により、全銀行幹部はその職を解かれ、銀行への立ち入りが禁止され、全銀行口座は凍結された。これはアメリカの要望によるもので、銀行幹部の組織替えの目的を持つものであった。しかし同時に銀行閉鎖は最大必要条件であり、いずれは部分的に解体されるものであった。銀行の機能は人脈によるところが大であり、どう妥協するかが肝要であった。しかしこの点ではアメリカとブリテンの政策

がまったく相違した。前者は徹底的な人材の改編を狙ったが、後者は早急な機能回復を優先していた⁽¹³³⁾。

これはアプスを含めたドイチェバンクの幹部たちにとっては一つの機会であり、早速、銀行指導部の再編成に手を付けた。ソ連占領区域を除いた分割占領区域ごとに二人ずつの代表者を置いた。指導的幹部の会合はメンカーベルグ通りにある半壊したカールシュタット店のプラスマンの部屋で行われた。彼らとの仕事と並んでアプスが開始した中心業務は、銀行の存続を確保するために占領軍との協力を取り付けることであった。1945年5月・6月に行われたブリテンとの最初の交渉は、尋問のようであり、協力というものにはほど遠いものであった。ただし金融分野では中立国との債権・債務の相殺や支払い猶予等ドイツの対外債務問題があり、これらの問題解決には金融エキスパートが必要であった。ライヒスバンク首脳部と並び、アプスはこの分野での周知の専門家であり、相談相手であった。またブリテン担当部局と密接な接触においてすぐに単なる諮問の性格を越えていた。以上のことをガルは紹介している⁽¹³⁴⁾。

続けてブリテンの銀行部門指導者であるチャールズ・グンストン(Charles Gunston)との「ドイツ銀行アドバイザー委員会」を通じたアプスの協力関係について記述している。この委員会は非公式の助言を与える機関だった。アプスは、1939年初めにナチス金融政策に対し批判的メモを書いていたエルンスト・ヒュルス(Ernst Hüls)とウィルヘルム・フォッケ(Wilhelm Vocke)と並んで指導的立場に就いた。その仕事は輸出入に関する機関の問題、ドイツ及びオーストリアの諸銀行の決済に際しての外国口座を指導することがテーマであった、とアプスのメモから読み取っている。

ところで、アプスをドイチェバンクの職務から解除することについて各種情報網が、ド

イツ国内に張りめぐらされていた。これらは彼の個人的接触にもとづく情報であり、企業、占領軍の動向、人事政策についてドイツ各地からもたらされる諸報告であった。アプスはルール地域では、経営者との会合や旅行を認められていた。このため様々な行動を通して、銀行と企業に関する旧来の情報網を再生していった。特に1945年夏のアプスの活動の中で、特に重要であったのがアプスとケルン上級市長であったコンラート・アデナウアーとの「彼にとっては将来に渡る最重要な邂逅」であった、とガルは紹介している⁽¹³⁵⁾。

両者はすでに戦時中に合同人絹製造会社をめぐりドイチェバンクとアデナウアーが関わったケルンの人絹株式会社をめぐる係争問題で、書面による接触をしていた。戦時下、アデナウアーはプロイセン枢密院議長でもあった。彼は情勢を見極めながら自分が果たすべき戦後の役割を射程に入れ、公的には表面にでないよう隠棲していた。両者間の手紙のやり取りでは、和解もありえるような雰囲気であった。しかしアプスの主導下、1945年後にはドイチェバンクはその評価を一変させた。

最初の会合は同年8月にもたれた。その後一世代ほどの長きに渡る密接で信頼にもとづく関係の代わりに、不合意と葛藤に陥るというまったく別の結果になる可能性もはらんでいた。問題はライン・ヴェストファーレン電力会社(RWE)とケルン域内の褐炭会社をめぐる戦後の再編の両者間における確執にあった。

アプスは妥協点を探るため8月13日にアデナウアーと会談した。そもそもアプスとアデナウアーとも戦前からこの会社に関わっていた。しかし戦後アプスはブリテン占領軍当局からRWE総会への参加と役員就任を禁止され、他方アデナウアーは同局からケルン上級市長の任を解かれた。このため両者の直接的対決には至らないで済んだとガルは判断し

ている⁽¹³⁶⁾。

アプスは戦前からの継続性を持つ人物として、戦後の新たな出発のためには欠かせない人材と見られていた。このことを、ガルは強調する。多くの金融専門家は通貨改革についての作業についていたが、アプスもライヒ通貨・財政政策について26か条からなる草案を用意していた。しかし第三者に対してはこれを留保していた。またその際ブリテン占領軍に仕えるというのではなく、「助言者として代理する機会を準備していた」⁽¹³⁷⁾。

(2) 継続性と新たな出発、戦後の再補償、ニュルンベルク裁判と無罪放免

戦後のアプスの出発が全ての面で友好的な環境に置かれていたわけではないことをガルは指摘する。そしてこのことから叙述を開始している。とりわけアメリカ占領軍当局、特に合衆国ドイツ軍事政府 (Office of Military Government for Germany ((U.S.)) - OMGUS) の財政部 (Finance Division) が「第3帝国」時代のアプスの活動を非難攻撃していたことを重視している。彼らはブリテン占領軍とは見解を異にし、証拠資料集めに奔走していた。

しかしこの点に関する報告資料が独訳で刊行されたのは何と1985年であった。附属資料にはアプスの手書きメモのコピーも含まれている。ただしこの時にはアプスに関する「証拠物件」は何ら公開されていない。これらは1945年3月にベルリンからハンブルクへ送られたものであり、OMGUS当局の目に触れているはずである、とガルは述べている⁽¹³⁸⁾。

ところでアプスに対する尋問はアメリカ軍の圧力でブリテン占領軍により1945年晩夏から秋にかけて行われていた。アプスは彼に向けられた非難に対しては、自らの見解を提示したが、その際には差し押さえられることになったメモを利用していた。このメモをアメリカ調査官が利用したのはかなり後のこと

だった。とガルは書いている。この間にはドイツ銀行制度をどうするかについての議論が開始され、大銀行及びユニバーサルバンク・システムの存続に関してアメリカは批判的立場を取っていた。

そこでアメリカはアプスを自国占領地域へ送還することをブリテンに要求した。アプスの良きパートナーであったブリテン軍人グンストンが帰国した後、1946年1月17日にアプスは「自動的逮捕」状況に置かれ、ドイチェバンク役員の任を停止された。しかし彼はナチス黨員ではなかった。またこれらの状況に忍耐をもって対応しようとした。具体的には、ハンブルクのアルトナとハノーヴァー近郊のバード・ネンドルフの収容所で3カ月を過ごし、4月に解放された。その後フランス占領地域のベントガーホフ農場で休暇を過ごすことになった。この間、活動と通信は一切制限されず、ナチス時代の公的諸問題を解決することを主要課題にしていたことをガルは紹介している⁽¹³⁹⁾。

以下ではニュルンベルク裁判の進行の中で、アプスが戦前から関わってきた経済・経営者達との友好関係及びアプス自身の名誉回復の話が8ページに渡って解説される。フベルトウス社のベチェック家との関係、モルトケ未亡人によるアプスの擁護、ズールカンプとの関係等である。4カ国占領下の戦後ドイツでアプスが経済・金融界へ復帰するには一定の時間が必要であった。以下ではこれらを順に追っていきたい。

まずベチェック家との関係修復であるが、これは1946年末のエルンスト・ベチェックのエルフト社役員ケルステイング当て書信から始まった。アプスはケルステイングを通して知り彼の方からも発信したが詳細は省く。ベチェックはエルフト鋳山株式会社に対する4,500万DMになる補償を、ライヒの後継機関であるドイツ連邦共和国から受け取った。1950年末の和解では、後者は同社をヴェル

ゲスへ譲り、アプス家も1955年には同社に対する出資分をヴェルゲスへ売却したことから補償請求が解消された。アプスは補償手続きではペチェック兄弟の全権委任者として活躍し、アメリカ合衆国へ移住したペチェック後継家族の全面的信頼を得た。

アプスのフベルトゥス社に対する態度には、ナチス時代でも自分の動機への疑念を生じさせないようにするためであったことをガルは読み取っている。彼のこの姿勢は1947年春に連合国政府がアプスとの接触を再開するにあたって重要な要因となった。

というのは、1946年7月に「ナチ独逸における工業・金融・経済界指導者」のブラックリストに彼が載せられていたからである。同年9月の冷戦の開始に伴いアメリカの政府要人たちがベントガーホフのアプスを訪問した時点で、アプスがまだ「非ナチ化」されていず、また彼の銀行口座も凍結されていたことが話題となったという。この年のアプスの活動は免責記録とそれを証明する証言を取ることに置かれ、1947年秋に彼は「任意の参考人」としてニュルンベルクでの審問に立たされた⁽¹⁴⁰⁾。

なおニュルンベルクで行われた国際軍事法廷の主裁判とその後アメリカ軍により開廷された12のケースの継続裁判については、以下の著作で概略を知ることができる。一冊は、ヴェルナー・マーザーの著作『ニュルンベルク裁判-ナチス戦犯はいかにして裁かれたか』(西義之訳)。もう一冊はジョゼフ・E・パーシコの『ニュルンベルク軍事裁判』(白幡憲之訳)である。この前者によると、経済界首脳部を対象として行われた裁判は3ケースあった。第5ケースのフリック裁判は1947年12月22日に判決が出され、被告6名中フリードリッヒ・フリックを含む3名が有罪判決を受けた。次の第6ケースのIGファルベン裁判は1948年7月30日に結審し、23名の被告のうち13名が有罪とされた。最後の第

10ケースのクルップ裁判では同年7月31日に被告12名中、アルフリード・クルップ・フォン・ボーレンウントハルバッハ(父グスタフの代理)他計10名が有罪とされた⁽¹⁴¹⁾。

また金融分野の関係者では、経済大臣でライヒスバンク総裁のヴァルター・フンクが終身刑の有罪判決を受け、1946年10月1日に判決が出された本裁判で、唯一人の受刑者となった。パーシコの著作では、ライヒスバンク貴重品保管室にあった各種の金製品等に関する、エミール・プールの宣誓供述書と以下の証言が根拠となったという。

「フンクは、ハインリッヒ・ヒムラーの依頼を受け、SSが東方で集めたさまざまな貴重品をあずかるようになったとのことだった。(中略)SSは77回にわたり貴重品をあずけにきました、とプールは証言した。フンクはそれについて知っていました。」⁽¹⁴²⁾

ところでガルの記述によると、アプスはドイチェバンクに対する訴訟手続きを予想しつつも、これらのケースで被告席に着くことはなかった。また「IGファルベンケースの人物名」に名前が掲載されなかったため幾分気が楽であった。ただし問題がまったくなかったわけではなく、旧DDRからの中傷やIGファルベン株主達からの批判があり、これらに対する反論についてガルは説明している。ただし、ここではその詳細は省略する。

さらに1980年代になると、英国ジャーナリストのトム・バウアー(Tom Bower)と歴史家ヘニング・ケーラー(Henning Köhler)からIGファルベン監査役会員として同社のアウシュヴィッツでの活動について追及された際、アプスは次のような返答をしていたことが紹介される。「もし知っていたならば、IGファルベン監査役会を辞したであろう」と。また「同社取締役役員の人間

性、資質、道徳性については疑念を持っていたなかった」と。ただし、「私の認識は正確で、記憶に誤りがないというトム・パウアーの私についてのコメントは、私自身で言うことができたとしても私の知識がそうさせないのである」と矛盾する発言もしている。以上のことからガルは以下の結論を導き出す。

「アプスは生涯に渡って自分の行動の核心部分における問題を自覚しており、はっきりした態度にもかかわらず、決定的な意見表明は差し控えていたのである。」⁽¹⁴³⁾

なおアプスが尋問を受けていた間に、ドレスナーバンクと銀行全体に対する裁判は一切行われなくなることを知った。このためOMGUS報告でなされたドイチェバンク批判への反論をまとめる必要性がなくなったと、ガルはズールキャンプへ当たったアプスの書簡を用いて説明している⁽¹⁴⁴⁾。

しかしこのガルの記述は、ドレスナーバンク取締役会長カール・ラシェ(Karl Rasche)等の金融業界人に対する継続裁判(第11ケース)が行われていたことと齟齬をきたしている。この裁判についてはクラウス-ディートマー・ヘンケ(Klaus-Dietmar Henke)が編集し2006年に刊行した*Die Dresdner Bank im Dritten Reich*という著作で触れられている。「アメリカ人は、ドレスナーバンクを政権に特別擦り寄った金融機関とみなした。このことは、理由のないことではなかった。取締役会長カール・ラシェが、ウィルヘルム通り裁判(於ベルリン)において、ドイツ大銀行の中で合衆国ニュルンベルク軍事裁判に最終的に立たされた唯一人のドイツ大銀行指導者となったからである。」⁽¹⁴⁵⁾なおこの裁判についてはウィキペディアに以下の説明がある。

「ウィルヘルム通り裁判はナチズム時代

のドイツ帝国責任者に対する12の継続裁判のうち、最後から2番目に当たる大規模で最も長期に渡ったものであった。被告は外務省他省庁所属者とナチス公務員であった。(中略)裁判期間は1947年11月15日の検察側調査から始まり、1948年1月6日から11月18日までの審理を経て1949年4月11日まで続いた。判決は1949年4月13日に言い渡され、1949年12月12日に量刑が修正された。」⁽¹⁴⁶⁾

そしてこの記事の中で判決を受けた19人中以下の3名の金融界関係者が含まれていた。

- #ヨハン・ルードヴィッヒ・グラーフ・シュベリン・フォン・クロージク(ライヒ経済大臣)-刑期10年, 1951年釈放。
- #エミール・プール(ライヒスバンク副総裁)-刑期5年(部分服役), 1949年釈放。
- #カール・ラシェ(ドレスナーバンク取締役会長)-刑期7年(部分服役)。

このことを見ると、アプスがこのウィルヘルム通り裁判については重視していなかったのではないか、という疑問が生ずる。あるいはこのことをガルがチェックしていなかったのだろうか。いずれかの要因が考えられる。ただしニュルンベルク裁判の全貌について、筆者はまだ十分な理解をしているわけではない。継続裁判を含めこれらに関する詳細については、今後さらに調査した上で考えてみたい。

ただしいずれにせよ、アプスに対する風向きは1947年に入り次第に好転していったことは間違いのない。

さらにガルはアプスの「非ナチ化については、彼のナチス時代の慎重さと人的関係が実を結んだ」という書き出しで、この点について叙述している。ナチスの敵対者として知られたベルリンの司教コンラート・グラーフ・フォン・プライング(Konrad Graf von

Preysing)のようにアプスを擁護する者が多数いて、有罪となる証拠は提出されなかったこと。またフライア・フォン・モルトケ伯爵夫人、マリオン・ヨルク・ワルテンブルク伯爵夫人の証言があったこと。さらにユダヤ人であるがため、アメリカへ亡命を余儀無くされたベルリナー商事会社(銀行)のオートー・ヤイデルスのアプス応援書簡も届けられたこと。以上の結果、1948年2月にアプスの弁護士は、アプスはカテゴリーVとして罪を認められず、あらゆる拘束が解かれることになった⁽¹⁴⁷⁾。

(3) 役職無き助言者、ズールカンプとの交歓、予備役市民、ドイツ・レンダーバンクとカール・ブレッシング

この後アプスはアメリカの意向で推進された大銀行の非集中化(地域分割)の問題に係わることになった。これはナチス政権でさえも実現できなかったことである。ガルはこの点に関し1947年3月付けフランス占領軍政府宛てのアプスのメモから、彼の「大銀行組織による銀行分割構想」を紹介している。これにはフランスがアメリカに追随した他、ブリテンも最後にアメリカに譲歩した結果、大銀行の代表者たちにも受け入れられた。アプスはこの構想や他のプロジェクトにおいて、役職と代表権を持たない第三者として活動した。1948年2月に行われた非ナチ化が終了した時点で46歳であり、金融専門家としての助言者役に徹した⁽¹⁴⁸⁾。

ガルはアプスの友人宛の手紙の中に当時アプスがどういう生活を送り、どのような感情を持っていたかを読み取っている。一人はゴットフリード・B.フィッシャーが移住後に残していったフィッシャー出版社(S. Fischer Verlag KG, 1942年以降Suhrkamp Verlag KG)の組織替えを助けた編集者ペーテル・スールカンプであり、もう一人はツァイス社執行役員パウル・ハインリッヒであ

る。それらによるとアプスは手紙の交換と読書に明け暮れ、同時に果実栽培と畑仕事に従事し、家族との接触を大事にした。しかし他方では従来からの仕事についても触れつつ、将来の復帰についても思いをめぐらしていたという⁽¹⁴⁹⁾。

ガルはアプスの書簡の中に、彼が具体的課題で積極的役割を果たし、西側占領地域の経済・金融上の指導者として復帰することに焦燥感を持っていたことと、同時に彼こそがそれに相応しい人物であったことが書かれていることを指摘している。それは彼がナチス体制とそのイデオロギーに深入りしていなかったためであり、以下のように述べている。

「言い換えると、新時代の開始及び将来を見据えて過去から決別することであり、経済分野の中心領域でアプス程最適な人物はいなかった。40歳半ばと比較的若く、専門家として申し分なく、ナチ黨員でもなければ、体制に迎合したわけでない。深遠なる不確実さと崩壊から直ちに継続性を確立しこれを代表する人物に足る。なおここでいう継続性とは、ナチス支配体制以前のワイマール共和国時代からの継続性であり、その根をカイザー帝国における自由主義的市民社会層に置くものである」と⁽¹⁵⁰⁾。

またガルは、アプスがセバスティアン・ハフナーにより表現された「カイザー時代の前線に赴くことのない予備役市民」代表者と見ている。すなわちナチス時代にあっても、その影響を受けなかったドイツの良心の代表者であったと。そして以下のことを述べている⁽¹⁵¹⁾。

「ドイツ人すべてが悪魔に魂を売り渡し職業上の成功を取めたわけではない。古き良きドイツが生き永らえた分野もあり得た。この背後には『第三帝国』の隙間についてのさまざまな幻想が隠されていた。そ

ここでは人々は比較的『通常』に活動し、振る舞っていたと。『国内移住』の表現を伴うこのような幻想は、1945年以降精神的負担を軽減した。また指導的人物の一部、経済界ではその大部分が戦後の再建に着手することを可能にさせた。アプスについてはもちろんこのような幻想は論外なのであるが。』

ベントガーホフに隠棲中のアプスをめぐる人的な国内外ネットワークと彼に対する期待感が急速に形成され、中央舞台で活動するよう押し上げられることになる。彼自身もこれを喜んでいたという。ただしそこに至るまでの途中経過は順風満帆であったわけではなく、アメリカ占領軍の理解を得るのに時間を要した。以下ではガルはその具体的経過を追っている。

ただし、ドイツ・レンダーバンク設立に至る経過について筆者は別稿で取り扱ったため、ここではその詳細は省略する⁽¹⁵²⁾。この銀行は戦後ドイツの中央銀行となるべく占領軍銀行委員会指令にもとづき連邦と州双方の中央組織の2段階として構成された。問題は中央銀行理事会の人事であった。1947年4月初めに二名が選出された。一人は11名中の8名から投票されたオットー・シュニエヴィント (Otto Schniewind) と7名から投票されたアプスであった。

ガルの紹介によると、前者は1887年生まれ、ライヒ主計局と国内銀行での活動を皮切りに、外国政府や取引所の特別委員、ライヒ経済省局長やライヒスバンク理事を務めた。しかしメフォ手形の発行という軍需融資に反対し民間銀行へ下野、1944年7月20日にゲルデラー・サークル所属の件で逮捕され、敗戦時は強制収容所にいた。戦後英米占領地区管理委員会でマーシャル・プラン助言者となっていた。一方アプスはドイチェバンクの清算業務に携わりつつ、この人事に備え同行

を1948年1月に退職するつもりでいた。

両者はこの人事を受け入れるに当たって、公的機関への信用拡張の際には銀行理事会の単純多数ではなく、一致した拒否権を必要とし保持できることを条件として出した。このためこの人事については、アメリカ占領軍がこの銀行の政府からあまりに強い独立性と決定権について懸念を持ち始め、両者の受け入れを拒否する姿勢を出した。さらにアプスに対しては別の理由で懸念を持った。それはOMGUS報告が、領下の欧州、特に東部及び東南部欧州におけるドイチェバンクが行った略奪行為の責任を、すべてではないにしろ問題としていたためであった。この報告では「第三帝国」における最重要銀行家としてのアプスの役割が問題とされたのであった。ガルは当時ファイナンシャルタイムズの記者をしていたデイヴィッド・マーシュの推測、すなわちアプスはアメリカ人による拒絶を予想し、あらかじめ条件を提出したのではなかったかという推測を紹介している⁽¹⁵³⁾。

このドイツ側とアメリカ側の対立を解消しようとしたのが、アメリカ占領軍司令官ルシウス・D.クレイ (Lucius D. Clay) であった。彼はOMGUS銀行管理官ジャック・ベネット (Jack Bennett) にドイツ側へ任せるよう指示を与えた。しかしドイツ・レンダーバンク理事会は理事長にウィルヘルム・フォッケ (Wilhelm Vocke) を選出した。彼は1957年までこの職に付き、アプスが考えていた根本的理念、連邦政府の信用需要から距離を保ちつつ通貨安定を目指すことを原理とした。

1957年に次期の理事長を選出するに当たり、連邦首相アデナウアーはアプスに依頼したが、アプスはそれを断った。このため、最終的にはカール・ブレッシングが選出され、中央銀行の通貨安定政策を継続した。彼は1930年代の初めにバーゼルの国際決済銀行の局長として、アプスとともにドイツの債務問題に取り組んだ。1937年にはライヒス

バンク理事に就任したが、軍需融資をめぐり1939年2月に辞職した。戦争中はコンチネンタル石油取締役としてアプスとも接触をしていた。1944年7月20日のヒトラー暗殺計画が成功した場合には、アプスが西洋諸国との渉外役を担当する予定であったが、ブレッシングはライヒ経済相とライヒスバンク総裁となる予定だった。

シュタウフェンブルクを中心とする抵抗サークル内部で決められていた経済関係人事の基本線は、「第三帝国」崩壊後に実現したとガルは見る。すなわちアプスはロンドン債務協定の調印では長年に渡って外交交渉に携わり、その後1957年に復活を遂げたドイチェバンクのトップに返り咲いた。ブレッシングはその後12年間復興した中央銀行理事長を務めた⁽¹⁵⁴⁾。

IV. 諸アプス批判への反論の基本視点

以上本稿はフランクフルト大学に籍を置く経済史家ガル教授の『アプス伝』を紹介してきた。その際には、すでにまとめたプリンストン大学の歴史学教授H.ジェームズ他のアプス論と対比することにより、双方の主張点を突き合わせることを念頭においた。

結論に入る前に、まずガルの戦時下のアプス論についてまとめておきたい。

1. アプスの経歴と時代的連続性

アプスは1901年10月ボンに生まれ、1994年2月に享年93歳で亡くなった。20世紀を生き抜いた経済人・銀行家であった。家庭は敬虔なカトリック系ドイツ新興市民階級に属していた。また反プロイセン意識の強いライン人の血を引き継いだ。

ドイツ第二帝政期末のボンで幼少期を過ごし、ワイマール共和国時代の1920年にギムナジウムを卒業した。父からの影響で国際感覚に鋭く、古典言語と古典文学への造詣が深

い教養市民として成長した。大学入学資格(Abitur)は取得していたものの、大学には進学しなかった。小さな個人銀行商会で銀行員としての実習(見習い)を行った。

そして1921年にケルンの個人銀行であるデルブリュック・シックラー商会へ移籍した。ここでは13年間のここ内外での修業遍歴時代を過ごした。アプスの国外業務は、オランダのアムステルダム勤務から始まり、英国ロンドン、南北アメリカ、南欧に及び、この中で数多くの人脈が形成された。この友好関係はその後の銀行業務で大きな力を発揮することになる。また結婚相手はケルンのシュニッツル(Schnizle)家の出自であり、夫人同士の関係から後にクラウザウ・サークル抵抗グループともアプスは接触するようになっている。

1928年からは代表権を持つ支配人(Prokurist)として、世界恐慌後に経営困難に陥った、カールシュタット、コメルツバンク等の清算事業に携わった。その中で経営手腕を発揮し、一流の個人銀行家として認められるようになった。その経験を買われて、1937年には36歳でドイチェバンク取締役に抜擢された。同時にドイツ海外銀行とドイツアジア銀行の役員を兼任し、国際担当重役の職責を果たしていった。

そして第二次世界大戦欧州戦線がドイツ敗北と同時に終結した後には、一時的な隠遁生活を経て経済・銀行界への復帰を果たした。この復帰に当たっては国内外のアプス応援団が重要な役割を果たすのであった。アメリカ占領軍、特にOMGUSはアプスを何とか軍事法廷に引き出そうと努力はしたが、その明白な根拠を見つけることはできなかった。

こうしてアプスは東西ドイツ統合後4年間を生き、1994年に亡くなる。第二帝政、ワイマール共和制、ナチス体制、連邦共和制という四つの近代史を生き抜いた。ガルはアプスがこのいずれの時代においても、政治的・

社会的連続性を貫いたことを高く評価している。特に第 2 次世界大戦後のドイツ連邦共和国での経済・金融界で果たした役割は絶大なものであった。この拙稿では取り上げることはできないが、戦後経済・金融体制の基礎を構想し、築き上げる上で重要な貢献を果たした。

2. 戦時下のアプスの活動の総合的評価

東西ドイツ統合後から開始された戦時下のドイツ銀行業界と銀行業務をめぐる国際論争は、以下の問題を巡って行われた。①ユダヤ系国内資産の「アーリア化」、②ドイツ軍の東欧及び南東欧占領地での資産奪取と「アーリア化」、③占領地での貴金属奪取に伴う金の国際転送、④強制収容所建設に伴う IG フェルペンの活動。ガルはアプスの活動を評価する上で、以上の問題に加え⑤としてドイツ国内での抵抗運動との関係を当初から叙述に加えた。これらについてまとめておきたい。

第一の国内ユダヤ系資産の「アーリア化」でアプスが関わったのは、メンデルスゾーン商会、S.フィッシャー社、デルブリュック・シックラー商会時代から関わった北ドイツ皮革工場アドラー・オープンハイマー社 (A & O) であった。他には 1930 年代初めの金融恐慌で損失を出していたカールシュタット百貨店の清算業務もこれに入れることができる。

このうちメンデルスゾーン商会の「アーリア人」経営者への資産移転の問題については、旧東ドイツの著述家エーベルハルト・チヒョンの著作をめぐり 1970 年代初めに行われた旧西ドイツでの連邦裁判ですでに決着済みであり、ジェイムズの著作でもアプス批判は行われていない。S.フィッシャー社の場合と (A & O) 社の場合にも複雑な経過をたどっているが、両者ともアプスとの個人的なつながりにより妥協の道が見つけられていった⁽¹⁵²⁾。

カールシュタットの清算事業もドイツエバ

ンクへ移籍する前の個人銀行プロクリストとしての業務であったが、政府の後押しを受けつつ信用供与の面で協力していたが、すでにこの拙稿で触れたようにユダヤ人従業員の「解雇問題には口をはさまなかった」とガルは書いている。

なおガルが紹介しているように、アプスが携わったこの問題ではメンデルスゾーン家、ペーター・ズールカンブとの戦後の友好関係は継続していて、アプスを非難する関係者はいない。むしろ擁護する立場にたっていた。

第二のドイツ占領地での資産奪取と「アーリア化」の問題について。ここでは、チェコにおけるフベルトゥス社やの「アーリア化」、オーストリアのクレディットアンシュタルト、ベーミッシュェ・ユニオンバンク (BUB) の「アーリア化」が取り上げられていた。

このうちフベルトゥス社はズデーデンラント出身のペチェク家とアプスの父との関係があった会社であった。しかも同社の資本がスイスにおいても所有されていたため、複雑な経過をたどった。最終的にはペチェク家とアプス家の関係はこじれることはなく、アプスは戦後も同家の信頼を勝ち得たことは、ガルと同様にジェイムズも認める場所であった。

問題は、BUB の買収をめぐる評価がジェイムズとガルではまったく反対であったことである。ジェイムズはガルと対立し、アプスの役割に厳しい評価を加えていた。一方ガルの場合には、この問題でドイツ銀行の責任がアプスにあるというよりは、オスワルト・レーズラー監査役会長にあったとして、鋭い対立を見せていた。

ただしジェイムズは 2004 年に刊行した「アーリア化」関連第三著作 *The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank* の第 5 章「国外拡張」でも 39 ページに渡り、この問題を再度扱っている。筆者は彼のここでの最終結論が、ガルのそれと異なったものではな

いものへ変化したのではないかとの感触を得た。そこで第5章のこの問題に関連する、The Böhmisches-Union Bank and Czech Bankingの節を紹介しておく⁽¹⁵⁶⁾。

この節の書き出しは、チェコのドイツ化(Germanization, Eindeutschung)、しかも第二著作と同様の以下の視点、「チェコ領域内ユダヤ人政策におけるより一層の残虐化(further brutalization)」⁽¹⁵⁷⁾という性格付けをもって開始される。この点では第二著作の視点と変わっていない。またチェコ占領に伴う銀行業務ではドイチェバンクはドレスナー銀行と競争関係に置かれ、ナチス政権は後者を優遇したことも再確認している。

しかしジェームズはチェコの銀行業務では「独自の力学」が働いていたという以下の視点を打ち出している。

「ドイツ帝国主義の前線に配置され、イデオロギーに駆られた若いマネージャー達は名声を獲得する機会と捉え、自らの主導権を発動した。このような野心的な発想はベルリン本部の指示によるものではなく、銀行の中間管理職の階層から出てくるものであった。しかしこれは、プラハにラインハルト・ハイドリヒが到着し1941年10・11月以降に変更された占領政策の過激化に完璧に対応したものであった。」⁽¹⁵⁸⁾

この過激な占領政策とは、占領地域のドイツ化と特にチェコ政権の無力化であった、とジェームズはまとめている。そして1941年11月24日にチェコのユダヤ人をテレジェン・ゲッターへの搬送が開始された。この業務に関連したのはヘルマン・ゲーリング帝国工場であり、ユダヤ人資産処分との関連では諸銀行も同調させられた。特にこれを推進したのはドレスナーバンクで、ドイチェバンクは、一定の距離を置いた。しかしこの状況下でポーレが率いたBUBは、「このオペレーションの理

想的なエージェント」となっていった⁽¹⁵⁹⁾。

このようなポーレのドイツ占領域における独自の野心は、ライヒ経済省とも、またドイチェバンクのベルリン本部とも衝突していた。しかも当初はレースラーもアプスも、ポーレの暴走に歯止めをかけることができなかった。

しかしナチ党とゲシュタポのBUBへの敵対性が次第に露わになり始めたことをジェームズは明らかにしている。それはポーレがライヒ経済省の本局第二部担当のヘルマン・ハンネケン將軍の力を借りて影響力を行使し始め、これに対し経済大臣が拒否の姿勢を示したことであった。すでにBUBのヨセフ・クレプスガ、フリーメーソン加入の疑いとユダヤ人との接触を理由に、政治的圧力をかけていた。レースラーはドイチェバンク人事に責任を負っていた党員役員カール・リッター・フォン・ハルトと相談し、妥協の道を探った。しかし暴走しすぎたポーレに関しては、経済省が解任を迫った。このためレースラーは彼を説得し、監査役員をあきらめさせた。そして自らがBUBの監査役会長となった⁽¹⁶⁰⁾。

この件でのアプスの責任についてジェームズはこの節の最後で以下のように述べている。

「ヘルマン・アプスはBUB監査役員を務め責任の一端を担っている。しかしBUBの株式買収についてアメリカの審問官に話をした後、無罪証明の試みとして次のことを付け加えている。『レースラーとカイザーはプラハでのすべての会議に出席していたが、私は年1回参加したに過ぎない。このためBUBの詳細については本質的なことについては知らされていない。』」⁽¹⁶¹⁾

以上、ジェームズのこの著作での見解は、第二著作とはかなり異なった結論である。これを読むと、ガルとの論争ではガルに軍配が

上がることを示している。

残りの③金の国際転送と、④の強制収容所建設に伴うIGファルベンの活動、⑤ドイツ国内での抵抗運動との関係である。このうち④と⑤に関してはすでに筆者の見解は前号で提示済みである。付け加えることは何もない。

次に③に関しては判断材料がすべて出ているとは筆者には思われない。またこの拙稿の論文の冒頭ですでに触れたが、アプスが「ライヒスバンク『副総裁』であったエミール・プールと友好関係を保っていた」ことをガルは紹介していた。このことからアプスは取り扱った金の出自については知っていたのではないかと推測できる。ただしアプスの行動と意見表明は慎重であり、そのことを証明する文書は何も見つかっていない。またたとえ知っていたとしてもこのことを口にするとはなかったのではないだろうか。④の問題についてのガルの論述から演繹すると、そう結論付けざるを得ない。

V. まとめ

以上ガルの『アプス伝』前半の約四分の一の部分を紹介し、検討してきた。本稿の執筆目的は、ドイチェバンク国際部担当取締役アプスのナチス政権下での国際業務についてのジェームズの記述との比較を行うことであった。とりわけ、ジェームズがアプスに対して記述していたチェコにおけるBUBの「アーリア化」に伴うアプス批判が、妥当性をもつかどうか検討することであった。

さてユダヤ系資産の「アーリア化」に関して見ると、アプスはこの業務遂行を果たしながらも、ユダヤ系関係者の資産移転に配慮を払い、かつ関係者の利害を重んじていた。この点は、戦後アプスが彼らから感謝の気持ちを持たれていたことでくみ取れる。これが可能であったのは、アプスの父以来のアプス家とユダヤ系銀行業者、工業家との関係、及び

アプス自身の個人銀行家としての職業上のつながりにもとづくものであった。

これを敷衍すると、単にアプスだけの関わりではなく、ユダヤ系業者を含めた多くの個人銀行家の支援で創業されたドイチェバンクの歴史的伝統ということもできる。顧客層に多くのユダヤ業者を抱えていたドイチェバンクの銀行業務では、ナチス政権下でも簡単には「アーリア化」を推進することはできなかった。このことはドイチェバンク諸支店に関するジェームズの記述にも見られた。このためドイチェバンクはナチス政権からは、ユダヤ人の影響が特に強い「金融資本」とみなされ続けた。

しかしこのような人的関係が非常に薄いのか、あるいは形成されていなかった中・東欧地域では、このような状況は存在していなかった。別稿で取り上げたジェームズのこの点についての記述を再度挙げておきたい。

「いくつかの地域では、銀行家はアンティゼミティスムスの評価を下すことを好まず抵抗したが、それは反ゼミティスムスが銀行の有力で富裕な顧客層に向けられていたからだった。銀行の顧客網を壊すことを望まず、破壊しなかった。戦後の賠償交渉で、迫害された犠牲者たちが、昔の銀行家達と友好関係 (friendly terms) を持っていたことは驚くべきことだった。しかしこのような専門的接触がなかった被占領国、特に中・東欧では銀行員はまったく異なる行動をとった。その結果、賠償協定でも支持されることはなかった。」⁽¹⁶²⁾

特にチェコにおける経済・金融政策は厳しいものであった。これはドイツ軍の政治、軍事的蛮行の結果でもあった。ドイチェバンクが関わったBUBの「アーリア化」では、その頭取が自殺に追い込まれていた。ジェームズはユダヤ資産の「アーリア化」第二著作で

は、これをポーレとアプスの責任としていた。しかし、第三著作では訂正した。他方ガルは、この問題でアプスには責任はなく、むしろレースラー頭取の責任が大きかったとしている。しかしレースラー自身は、ニュルンベルク裁判で告訴されてはいない。

筆者は「ドイツの株式会社と銀行」というテーマで大学院の修士課程から研究に取り組み始めた。ドイツの「ユニバーサル・バンク」論争の中で、当時もアプスの名前が頻繁に登場した。その頃からいずれ将来においてアプスの自伝が出版されるであろうと考え、期待していた。しかしこのような、国際的な歴史認識論争の中で、ガルの大部の著作としてまとめられることになるとは思っていなかった。

ガルのアプス研究の視点は、小稿の冒頭で書いたように、「八方美人」、「全天候型人物」(A man for all seasons)として描き出すことであった。日本語では「鶴的存在」ともなるが、どのような政治経済状況下でも対応できる人材として扱っている。

また歴史的には、第二帝政のドイチェライヒ (Deuche Reich), 第一共和政のワイマル共和国 (Waimere Republik), 第三帝政のヒトラー帝国 (Hitler Reich), 第二共和政のドイツ連邦共和国 (Bundesrepublik Deutschland) という四つの政体を生き抜いた人物として扱っている。しかも単なる歴史的扱いだけでなく、第二次世界大戦以降のドイツの経済・金融復興と成長をもたらした重要人物として記述を続けている。復興以降のこれらの諸問題についてガルの記述は大部であり、この小稿では取り上げることができない。

本稿を閉じるに当たり、筆者はドレスナーバンクが進めた「アーリア化」の問題に触れておきたい。筆者はこの問題にはまだ踏み込んだ調査をしていない。しかしドイチェバンクの戦時下の活動を探る中で、ドレスナーバ

ンクが当局の指図で同行と熾烈な競争関係に置かれたこと、また戦後ニュルンベルク継続裁判で当時の役員が有罪判決を受けたことを知った。ドレスナーバンクが関わったこれらの経過の詳細と業務自体についての研究は今後の課題としておきたい。

-
- (122) Lothar Gall, *Der Bankier. Hermann Josef Abs, Eine Biographie*, München 2004, S.109.
- (123) Ebenda, S.111.
- (124) Ebenda, S.113.
- (125) Ebenda
- (125) Ebenda, S.113f.
- (126) Ebenda, S.114f. この資料は、脚注227で、ドイチェバンク文書館 (HADB) にあるハルトのメモ V I /4918 からガルが引用したものである。
- (127) Ebenda, S.115f.
- (128) Ebenda, S.117f. この二重括弧の引用文は最初のもので、1943年9月16日付けのドイチェバンク監査役会作業委員会記録からのもので、二つ目は1944年1月9日付けのアプス宛のウルビヒ書簡であることが、この章の脚注240, 241に記されている。
- (129) Hans Otto Eglau, *Wie Gott in Frankfurt-Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie*, 1989 Düsseldorf, S.110. 長尾秀樹訳『ドイツ銀行の素顔』, 東洋経済新報社1990年。81~82ページ。なおこの訳書については訳者の長尾氏から依頼され、書評を以下に書いた。拙稿「ハンス・オットー・エグラウ著 (長尾秀樹訳) 『ドイツ銀行の素顔』, 『金融財政事情』1991年3・4号。
- (130) Lothar Gall, a.a.O., S.109. und S.118.
- (131) Ebenda, S.120.
- (132) Ebenda, S.121.
- (133) Ebenda, S.122ff. 英米間での占領政策の相違とそれにとまなう銀行制度改革への影響については、以下の拙稿でも取り上げた。「西ドイツの連邦制資本市場-4 カ国占領とフランクフルト金融市場の復

- 活」, 拙著『ドイツ証券市場史-取引所の地域特性と統合過程-』, 北大出版会 2006 年, 第 5 章。
- (134) Ebenda, S.123ff.
- (135) Ebenda, S.125. 1943 年 8 月 11 日付けのアデナウアーからアプスへ向けられた書簡。
- (136) Ebenda, S.126f.
- (137) Ebenda, S.127.
- (138) Ebenda, S.127f. なお筆者は戦後の占領政策, 特にライヒスバンクと民間銀行の後継機関の制度設計に関するドイツ研究者の調査の裏づけをとるため, 2001 年 8 月にコブレントツの国立文書館で OMGUS のコピー取りを行った。拙著『ドイツ証券市場史』北大出版会 2006 年 167~168 ページ参照。なおその時にドイチェバンクに対するアメリカ占領軍当局の調査結果が数多く掲載されていたことを記憶している。
- (139) Ebenda, S.128.
- (140) Ebenda., S.129f.
- (141) Wener Maser, *Nürnberg-Tribunal der Sieger*, Düsseldorf 1977. ヴェルナー・マザー『ニュルンベルク裁判-ナチス戦犯はいかにして裁かれたか』(西義之訳), TBSブリタニカ 1979 年, 445-451 ページ及び訳者あとがき。なお被告数及び有罪判決受刑者数については, 以下のウィキペディアのサイトも参照した。I.G.Farben-Prozess (2014/09/30 8:01 UTC) . In *Wikipedia:der freien Enzyklopädia*. aus <http://de.wikipedia.org/wiki/I.G.-Farben-Prozess>. Krupp-Prozess (2014/05/18 8:02 UTC) . In *Wikipedia:der freien Enzyklopädia*. aus <http://de.wikipedia.org/wiki/Krupp-Prozess>. Friedrich Flick (2014/05/18 8:04 UTC) . In *Wikipedia:der freien Enzyklopädia*. aus http://de.wikipedia.org/wiki/Friedrich_Flick. Flick-Prozess (2014/05/18 8:24 UTC) . In *Wikipedia:der freien Enzyklopädia*. aus <http://de.wikipedia.org/wiki/Flick-Prozess>.
- (142) Joseph E. Percico, Nuernberg, New York 1994. ジョゼフ・E・パーシコの『ニュルンベルク軍事裁判』(白幡憲之訳), 原書房 1996 年, 182~187 ページ。
- (143) Lothar Gall, a.a.O., S.132.
- (144) Ebenda, S.133. 及びこの章の脚注 32.
- (145) Klaus - Dietmar Henke (Hrsg.) , *Die Dresdner Bank im Dritten Reich 1933-1945-Ökonomische Rationalität Regimennähe, Mittäterschaft*. In: Klaus - Dietmar Henke (Hrsg.) , *Die Dresdner Bank im Dritten Reich.,München 2006. S.1ff.*
- (146) Wilhelmstraßen-Prozess (2014/07/14, 5:54 UTC) . In *Wikipedia:der freien Enzyklopädia* aus <http://de.wikipedia.org/wiki/Wilhelmstraßen-Prozess>.
- (147) Lothar Gall, a.a.O., S.132f.
- (148) Ebenda, S.134.
- (149) Ebenda, S.134ff.
- (150) Ebenda, S.136.
- (151) Ebenda, S.137.
- (152) 拙著, 『ドイツ証券市場史』前掲, 第 5 章第 4 節参照。
- (153) Lothar Gall, a.a.O., S.139.
- (154) Ebenda, S.140f.
- (155) 拙稿「ユダヤ系資産の『アリア化』に関する研究の進展-ハロルド・ジェイムズの『アリア化』関連第二著作を中心として-」, 『北星論集』第 47 巻第 2 号, 2008 年 3 月 100 ページ。
- (156) H.ジェイムズの第三著作『ナチ独裁制とドイチェバンク』の目次は以下の通りである。序, 1.問題設定, 2.最初の挑戦-ナチスイデオロギー, 3.反セム主義とドイツの諸銀行, 4.エミール・ゲオルグ・シュタウス-政治的銀行家, 5.国外への拡張, 6.戦時下における国家と党の拡大, 7.独裁制の終焉, 8.結論。以上 Harold James, *The Nazi Dictatorship and the Deutsche Bank*, Cambridge 2004. なおドイツでは以下の翻訳版が 1 年早く 2003 年にすでに刊行されていた。*Die Deutsche Bank im Dritten Reich* (Aus dem Englischen übersezt von Karin Schambach und Karl Heinz Siber) , München 2003. このように英語版に先行して刊行されたのは, ガルのジェイムズ批判を意識したためと考えられる。
- (157) Harold Jamse, *op.cit.*, p.127.
- (158) *Ibid.* p.128.

- (159) *Ibid.*, p.148.
- (160) *Ibid.*, pp.150-152.
- (161) *Ibid.*, p.154. ジェイムズはこれをHADV, V01/4852のコピー-Denazification, October 10から引用している。
- (162) 拙稿, 「ユダヤ系資産の『アーリア化』に関する研究の進展-ハロルド・ジェイムズの『アーリア化』関連第二著作を中心として-」(1), 『北星論集』第47巻第2号, 2008年3月, 164ページ。